

道 空 衛

会 長	事 務 局	事務局長 30.11.20 林
決 裁		
関係団体 各位		

北労発基 1116 第 6 号

平成 30 年 11 月 16 日



北海道労働局長

**「冬季労働災害防止運動」及び「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」の
取組について(協力依頼)**

平素より、労働災害の防止に御尽力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道はこれから本格的な冬を迎え、雪や凍結による労働災害の多発が懸念されるところであります。

特に、冬季の積雪寒冷により、事務所等の出入口や作業通路が凍結するなどのため、転倒災害が多く発生しています。

また、降雪や気温の変化により路面が凍結することによる自動車のスリップ、吹雪等による視界不良により交通事故が発生しやすくなります。

さらに、建物の屋根等の除雪作業に伴う墜落災害が多く発生しているほか、屋内作業場の換気の悪い場所で内燃機関を使用すること等による一酸化炭素中毒が、毎年、発生しています。

このため、北海道労働局では、冬季特有の労働災害防止及びそのうち「転倒」に着目し重点的に転倒災害防止対策に取り組むことによって、労働災害を大幅に減少させることを目標に、別添リーフレット記載の実施要領により、昨年度に引き続き「冬季労働災害防止運動」及び「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」を展開することといたしました。

つきましては、本運動の趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場に対して、本リーフレットを配付する等により本運動の取組について周知啓発されますようお願い申し上げます。

※ リーフレットは北海道労働局のホームページからダウンロードすることができます。同ホームページ内の掲示場所は、次のとおりです。

- ・ ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について > 冬季の労働災害防止について 転倒災害防止について

担当 北海道労働局労働基準部安全課

地方産業安全専門官 龍瀧 良之

電話 011-709-2311 (内線 3553)